

柔道整復師にかかるとき

柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診には、マイナ保険証等が使えない場合があります。

健康保険の対象とならない場合は、全額自己負担となりますので、後日柔道整復師もしくは健康保険組合から費用を請求する場合があります。

柔道整復師で健康保険が使えるのは、限られたケースのみです。正しい知識を持って受診しましょう。



健康保険が使える場合

- ① 外傷性のねんざ、打撲、肉離れ（挫傷）
- ② 骨折、脱臼（応急手当を除き、医師の同意が必要）

＊「外傷性」というのは、転んだりぶつかったりした際に生じる、いわゆるけがのことで、負傷した患部の回復を目的とした場合のみ、健康保険が適用されます。
＊長期にわたる施術をおこなっても症状の改善がみられない場合は、医師（整形外科）の診療を受けるようお勧めします。



健康保険が使えない場合

- ① 非外傷性の肩こり、腰痛、頸部痛、関節痛
・眼精疲労や内臓疾患に起因する肩こり、腰痛、頸部痛など
・リウマチや関節炎など神経性による筋肉や関節の痛み
- ② 五十肩やスポーツや仕事、家事労働による筋肉疲労
- ③ 外傷性のねんざ、打撲が治った後のマッサージなど
- ④ 過去の骨折やねんざなどが、自然発生的に痛みだした場合
- ⑤ 過去の交通事故などによる頸部、腰部、関節などの痛み



- ⑥ 椎間板ヘルニアなど、医師が治療すべきもの
- ⑦ 脳疾患の後遺症などの慢性疾患
- ⑧ 負傷年月日や負傷原因がはっきりしないもの

＊業務上や通勤途中の負傷は、労災保険の適用となり健康保険は使えません。



柔道整復師にかかるときの注意点

● 負傷原因を正確に伝えましょう

柔道整復師は、施術を受ける方の負傷原因を確認することが義務づけられています。「いつ、どこで、何をして、どんな症状があるのか」を正確に申し出てから施術を受けてください。

● 委任欄への署名（捺印）は自分でしましょう

柔道整復師にかかったとき、健康保険から柔道整復師に療養費が支払われるのは、施術内容を確認し、「了承した」とする皆さんの署名または捺印がある場合のみです。施術を受けたら、柔道整復師が作成した健康保険組合宛の「療養費支給申請書」に記入された金額や受診回数、傷病名、施術内容などが正しいかを確認したうえで、委任欄に必ず自分で署名してください。

● 「ついで受診」はやめましょう

「ついで」にほかの部分も、家族に付き添った「ついで」に、といった「ついで受診」はやめましょう。「ついで受診」も健康保険扱いにはなりません。

● 「ふたまた受診」は健康保険の対象外です

外科・整形外科などで治療（投薬も含む）を受けながら、同時に整骨院・接骨院で保険対象として施術を受けることはできません。原則として、整骨院・接骨院の施術料は全額自己負担になります。また、2ヵ所以上の整骨院・接骨院に通院した場合も健康保険扱いにはなりません。

● 領収証は必ず受け取りましょう

医療費控除の対象になります。